

□ こんなとき、手続きを忘れずに

こんなとき	こんな手続き	手続きに必要なもの
20 歳になったとき (厚生年金などの加入者は除く)	20 歳になって職場の年金(厚生年金や共済組合)に加入していない人は、町へ国民年金に加入する手続きを行ってください。	印鑑 日本年金機構より送付された「国民年金被保険者関係届書(申出書)」
住所や氏名が変わったとき	国民年金の加入者で、保険料を口座振替で納めている場合は金融機関の変更手続きを忘れずに行ってください。	印鑑 年金手帳
会社などに就職したとき (厚生年金などに加入したとき)	国民年金の加入者(第1号被保険者・第3号被保険者)が会社などに就職し、職場の年金に加入したときは、会社などへ届け出てください。(被扶養配偶者がいる人は併せて手続きしてください)。ただし、国民健康保険証が変わる場合は町へも届出が必要です。	印鑑 年金手帳 健康保険証
会社などを退職したとき (厚生年金などの加入者でなくなったとき)	職場の年金に加入していた人が、60歳前に退職したら、町へ国民年金に加入する手続きを行ってください(被扶養配偶者がいる人は併せて手続きしてください)。	印鑑 年金手帳 退職した日のわかる証明書
被扶養配偶者(第3号被保険者)でなくなったとき	収入が増えたり、配偶者の退職により被扶養配偶者でなくなった人は、町へ国民年金に加入する手続きを行ってください。	印鑑 年金手帳 被扶養者ではなくなった日がわかる証明書
★上記その他年金の手続きには、個人番号(マイナンバー)及び本人確認書類が必要です。		

□ 年金相談については、「ねんきんダイヤル」 ☎0570-05-1165

□ 青梅年金事務所 青梅市新町3-3-1 宇源ビル3・4階

☎0428-30-3410 (代表)

□ 年金の予約相談

全国の年金事務所において、年金の予約相談を実施しています。

予約相談実施日時：月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

(希望日の1か月前から前日まで受付可能・ご連絡の際は基礎年金番号のわかるものをご用意ください。)

予約受付専用電話 ☎0570-05-4890